（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

二　法人にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの五年間（保険期間の開始の日の属する年の前年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、保険期間の開始の日の属する年の前年までの当該期間）

2　（略）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　全国連合会は、法第百七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額（青色申告書を提出した期間が保険期間の開始の日の属する年の前年のみであるときは、当該前年における農業収入金額。次項及び第三項において同じ。）に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

2～4　（略）

5　前条第一項に規定する期間のいずれかの年（法人にあっては、事業年度。以下この項において同じ。）において風水害、干害、冷害、雪害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）による災害により保険資格者の対象農産物等が甚大な被害を受けた場合には、第一項の準則に従い、当該年における農業収入金額に一定の調整を加えて得た金額を当該年における第一項の農業収入金額とすることができる。

（基準補塡金額）

第百九十二条　法第百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。ただし、当該割合に第百七十五条第四項の規定により申し出た割合を加えて得た割合が、次の表の上欄に掲げる保険資格者の青色申告書を提出する期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合を超えてはならない。

期間	割合
五年間	百分の九十
四年間	百分の八十八
三年間	百分の八十五
二年間	百分の八十
一年間	百分の七十五

附　則

（施行期日）

1　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定（第二十九条第四項の規定を除く。）は、令和六年一月一日以後に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係から適用するものとし、同日前に保険期間が開始する農業経営収入保険の保険関係及び当該保険関係に係る再保険関係については、なお従前の例による。

（基準収入金額の算定の基礎とする農業収入金額に係る期間）

第百八十三条　法第百七十九条第三項の農林水産省令で定める期間は、次のとおりとする。

一　個人にあっては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、申込日の属する年までの当該期間）

二　法人にあっては、申込日の属する年までの五年間（申込日の属する年までの青色申告書を提出した期間が五年間に満たない者にあっては、申込日の属する年までの当該期間）

2　（略）

（基準収入金額の設定方法）

第百八十四条　全国連合会は、法第百七十九条第三項の規定により基準収入金額を定める場合は、農林水産大臣が定める準則に従い、保険資格者の前条第一項に規定する期間における農業収入金額の平均額に相当する金額を基準収入金額として定めるものとする。

2～4　（略）

（新設）

（基準補塡金額）

第百九十二条　法第百八十二条第三項第二号の農林水産省令で定める割合は、百分の十又は百分の五のうち保険資格者が申し出た割合とする。

（新設）